健生食輸発1124第４号
令 和 ８ 年 11月 24日

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
（ 公 印 省 略 ）

「令和８年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
（グアテマラ産バナナのブプロフェジン、タイ産ハトムギの総アフラトキシン及び中国産白きくらげのアセフェート）

標記については、令和８年３月31日付け健生食輸発0331第２号（最終改正：令和８年11月12日付け健生食輸発1112第１号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、グアテマラ産バナナ、タイ産ハトムギ及び中国産白きくらげについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

１．別表第２から削除
・タイ産ハトムギの総アフラトキシン
・中国産白きくらげ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のアセフェート

２．別表第３から削除
・グアテマラ産バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のブプロフェジン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「COMPANIA DE DESARROLLO BANANERO DE GUATEMALA,S.A.」であるものに限る。）
・中国産白きくらげ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のアセフェート（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FUJIAN MINXIANG LVGU SUPPLY CHAINS CO.,LTD」であるものに限る。）